

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第33号 議決予算の公表 ……………（財務課）… 2

教 育 委 員 会

- 告示第5号 個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額
の変更…………… 8
○告示第6号 個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額
の変更…………… 9
○告示第7号 教育委員会の招集…………… 9

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第26号 特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発
送を開始する日…………… 9
○告示第27号 ポスター掲示場の設置場所…………… 9

農 業 委 員 会

- 公告第3号 農業委員会定例総会の招集…………… 18



宇治市告示第33号

議決予算の公表について

平成31年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年4月5日

宇治市長 山本 正

平成30年度宇治市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度宇治市の一般会計の補正予算（第8号）は、

次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ898,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,589,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		11,563,066	211,812	11,774,878
	1. 国 庫 負 担 金	9,703,758	62,550	9,766,308
	2. 国 庫 補 助 金	1,805,551	149,262	1,954,813
16. 府 支 出 金		4,944,298	△55,265	4,889,033
	1. 府 負 担 金	3,141,238	38,211	3,179,449
	2. 府 補 助 金	1,451,889	△93,476	1,358,413
17. 財 産 収 入		265,297	100,000	365,297
	2. 財 産 売 払 収 入	176,082	100,000	276,082
18. 寄 付 金		170,217	△40,000	130,217
	1. 寄 付 金	170,217	△40,000	130,217
20. 繰 越 金		102,298	62,934	165,232
	1. 繰 越 金	102,298	62,934	165,232
21. 諸 収 入		2,945,112	△37,200	2,907,912
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	2,452,439	△8,000	2,444,439
	4. 受 託 事 業 収 入	49,840	△29,200	20,640
22. 市 債		5,974,500	656,700	6,631,200
	1. 市 債	5,974,500	656,700	6,631,200
歳 入 合 計		63,690,822	898,981	64,589,803

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6,397,244	381,388	6,778,632

	1. 総 務 管 理 費	5,206,714	367,959	5,574,673
	2. 徴 税 費	748,326	17,429	765,755
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	297,740	△4,000	293,740
3. 民 生 費		28,101,814	383,562	28,485,376
	1. 社 会 福 祉 費	12,090,653	311,562	12,402,215
	2. 児 童 福 祉 費	10,680,135	72,000	10,752,135
4. 衛 生 費		4,396,687	△97,605	4,299,082
	1. 保 健 衛 生 費	1,588,016	35,832	1,623,848
	2. 清 掃 費	2,808,671	△133,437	2,675,234
6. 農 林 水 産 業 費		367,220	△25,500	341,720
	1. 農 業 費	288,458	△25,500	262,958
7. 商 工 費		1,871,238	29,552	1,900,790
	1. 商 工 費	1,871,238	29,552	1,900,790
8. 土 木 費		6,392,092	△471,060	5,921,032
	2. 道 路 橋 梁 費	1,514,524	△59,960	1,454,564
	3. 河 川 費	348,825	△13,000	335,825
	4. 都 市 計 画 費	3,228,170	△176,500	3,051,670
	5. 住 宅 費	703,458	△221,600	481,858
10. 教 育 費		6,550,755	736,644	7,287,399
	2. 小 学 校 費	2,158,112	475,996	2,634,108
	3. 中 学 校 費	874,837	273,648	1,148,485
	4. 幼 稚 園 費	623,564	△8,000	615,564
	5. 社 会 教 育 費	2,016,490	△5,000	2,011,490
12. 公 債 費		5,954,952	△38,000	5,916,952
	1. 公 債 費	5,954,952	△38,000	5,916,952
歳 出 合 計		63,690,822	898,981	64,589,803

第 2 表 繰越明許費補正

1. 追加		(単位 千円)	
款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	J R 六地蔵駅改築事業	14,606
4. 衛生費	1. 保健衛生費	風しん予防特別対策事業	25,832

		水道事業会計出資金	285,500
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業者等復旧支援事業	33,951
		農道・ため池・農業用施設維持管理事業（承水溝3号）	10,000
	2. 林業費	林道維持管理事業（炭山林道）	7,502
8. 土木費	1. 土木管理費	耐震診断・耐震改修推進事業	5,000
	2. 道路橋梁費	道路維持修繕事業（宇治329号線・槇島町135号線）	23,200
		道路インフラ長寿命化事業（新田橋・夕波橋・朝霧橋）	78,600
		辺地整備事業（平出中畑線）	9,000
		菟道志津川線道路改良事業	117,000
		宇治橋周辺地区道路整備事業（宇治228号線）	9,000
		J R 六地蔵駅前広場整備事業	9,500
	3. 河川費	排水路改良事業（槇島0号・木幡10号）	17,800
	4. 都市計画費	（仮）お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン整備事業（宇治1号排水路）	43,000
	5. 住宅費	大久保旦椋市営住宅改修事業	56,000
		ウトロ地区住環境改善事業（伊勢田町217号線）	54,700
10. 教育費	2. 小学校費	小学校大規模改造事業	773,674
	3. 中学校費	中学校大規模改造事業	380,603
	5. 社会教育費	（仮）お茶と宇治のまち歴史公園史跡ゾーン整備事業	114,588
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業（炭山林道）	9,000
	2. 公共土木施設災害復旧費	河川等災害復旧事業（滝ヶ谷森線・志津川池ノ尾線）	30,890

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
幼稚園施設整備事業債	3,700	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えをすることができ。
文教施設災害復旧事業債	3,200	同上	同上	同上	同上
保育所施設整備事業債	5,100	〃	〃	〃	〃

2. 変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前					補 正 後				
	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
農業基盤整備事業債	26,500	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えをすることができ。	15,300	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
道路整備事業債	214,900	同上	同上	同上	同上	244,200	同上	同上	同上	同上
河川排水路整備事業債	108,900	〃	〃	〃	〃	95,900	〃	〃	〃	〃
お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン整備事業債	227,600	〃	〃	〃	〃	246,100	〃	〃	〃	〃
市営住宅建設事業債	160,300	〃	〃	〃	〃	120,900	〃	〃	〃	〃
小学校施設整備事業債	457,500	〃	〃	〃	〃	830,900	〃	〃	〃	〃
中学校施設整備事業債	189,100	〃	〃	〃	〃	469,200	〃	〃	〃	〃

お茶と宇治のまち歴史公園史跡ゾーン整備事業債	79,100	〃	〃	〃	〃	88,800	〃	〃	〃	〃
総合野外活動センター整備事業債	60,700	〃	〃	〃	〃	55,700	〃	〃	〃	〃
林業施設災害復旧事業債	5,900	〃	〃	〃	〃	8,200	〃	〃	〃	〃

平成30年度宇治市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ796,991千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,545,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1. 国 民 健 康 保 険 料		3,428,440	△50,000	3,378,440
	1. 国 民 健 康 保 険 料	3,428,440	△50,000	3,378,440
6. 繰 入 金		1,598,989	50,000	1,648,989
	2. 基 金 繰 入 金	203,335	50,000	253,335
7. 繰 越 金		0	796,991	796,991
	1. 繰 越 金	0	796,991	796,991
歳 入 合 計		18,748,371	796,991	19,545,362

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5. 基 金 積 立 金		1,906	623,844	625,750
	1. 基 金 積 立 金	1,906	623,844	625,750
7. 諸 支 出 金		39,514	173,147	212,661
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	39,514	173,147	212,661
歳 出 合 計		18,748,371	796,991	19,545,362

平成30年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,759,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		533,353	13,614	546,967
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	533,353	13,614	546,967
歳 入 合 計		2,746,147	13,614	2,759,761

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,571,467	13,614	2,585,081
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,571,467	13,614	2,585,081
歳 出 合 計		2,746,147	13,614	2,759,761

平成30年度宇治市介護保険事業特別会計

補正予算（第3号）

平成30年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317,285千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,851,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		3,069,637	27,585	3,097,222
	2. 国 庫 補 助 金	679,121	27,585	706,706
4. 支 払 基 金 交 付 金		3,736,393	△50,000	3,686,393
	1. 支 払 基 金 交 付 金	3,736,393	△50,000	3,686,393
7. 繰 入 金		2,311,436	50,000	2,361,436
	2. 基 金 繰 入 金	215,319	50,000	265,319
8. 繰 越 金		164,081	289,700	453,781
	1. 繰 越 金	164,081	289,700	453,781
歳 入 合 計		14,534,701	317,285	14,851,986

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		13,303,358	0	13,303,358

	1. 介護サービス等諸費	13,054,449	△23,000	13,031,449
	2. 介護予防サービス等諸費	234,323	23,000	257,323
4. 基金積立金		7,057	317,285	324,342
	1. 基金積立金	7,057	317,285	324,342
歳 出 合 計		14,534,701	317,285	14,851,986

平成30年度宇治市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成30年度宇治市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

1. 変更 (単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
近鉄小倉 1号踏切 関連事業	自 平成30年度 至 平成31年度	260,000	自 平成30年度 至 平成31年度	60,000

平成30年度宇治市公共下水道事業会計

補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	5,507,060 千円	△75,000 千円	5,432,060 千円
第2項 営業外収益	2,616,887 千円	△75,000 千円	2,541,887 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	5,406,496 千円	△75,000 千円	5,331,496 千円

第1項 営業費用 4,620,201 千円 △57,000 千円 4,563,201 千円

第2項 営業外費用 772,595 千円 △18,000 千円 754,595 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,618,336千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額152,469千円、過年度分損益勘定留保資金179,899千円及び当年度分損益勘定留保資金1,286,018千円で補てんするものとする。）。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	4,455,930 千円	498,000 千円	4,953,930 千円
第1項 企業債	2,605,900 千円	301,000 千円	2,906,900 千円
第2項 国庫補助金	1,105,000 千円	287,000 千円	1,392,000 千円
第3項 他会計出資金	479,766 千円	△90,000 千円	389,766 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	5,984,316 千円	588,000 千円	6,572,316 千円
第1項 建設改良費	3,854,378 千円	588,000 千円	4,442,378 千円

（企業債の補正）

第4条 予算第6条中、起債の限度額を次のとおり補正する。起債の限度額「2,605,900千円」を「2,906,900千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条中、「1,199,588千円」を「1,124,588千円」に改める。

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第5号

個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第121条の規定により、個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額について、次のとおり公表します。

平成31年3月22日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

1 施設の名称 宇治市生涯学習センター 2 施設の所在地 宇治市宇治琵琶45番地の14 3 納付すべき費用の額

使用時間 室名	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで

第 1 ホール	7,300 円	9,700 円	11,700 円	15,600 円	19,300 円	23,300 円
第 2 ホール	4,800 円	6,600 円	7,800 円	10,500 円	13,000 円	15,700 円
第 1 会議室	1,500 円	2,000 円	2,300 円	3,200 円	4,000 円	4,700 円
第 2 会議室	1,300 円	1,800 円	2,200 円	2,800 円	3,600 円	4,300 円

備考

- 1 冷房又は暖房の装置を使用する場合は、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を加算する。
- 2 土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）において使用する場合は、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を加算する。
- 3 使用時間の延長は、1時間を限度とし、延長時間が30分を超えた場合は、この表に定める額（前項の規定の適用がある場合は、これらの規定により算定した額）に10分の3を乗じて得た額を加算する。ただし、午後10時以降の時間延長は認めない。
- 4 前3項の規定により算定した額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- 5 この表以外の施設（設備を含む。）の使用料は、宇治市生涯学習センター条例及び宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則に定めるところによる。

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第6号

個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第121条の規定により、個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額について、次のとおり公表します。

平成31年3月22日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

- 1 施設の名称 宇治市総合野外活動センター
- 2 施設の所在地 宇治市西笠取辻出川西1番地
- 3 納付すべき費用の額

種 別	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
研修室	5,600 円	7,360 円	7,360 円
研修室（和）	1,620 円	2,120 円	2,120 円

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成31年3月25日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成31年3月26日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所501会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 専決事項の報告について
 - 5 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を制定するについて

- 6 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を制定するについて
- 7 宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱を制定するについて
- 8 宇治市図書館規則の一部を改正する規則を制定するについて
- 9 市職員を任免するについて
- 10 専決事項の報告について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第26号

特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に係る不在者投票の投票用紙等の発送を開始する日を次のとおり定めます。

平成31年3月20日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

平成31年3月20日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第27号

ポスター掲示場の設置場所について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙及び平成31年4月21日執行予定の宇治市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めます。

平成31年3月22日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
1	1-1		
1	1-2		
1	1-3		
1	1-4		
1	1-5		
2	2-1		
2	2-2		
2	2-3		
2	2-4		
2	2-5		
2	2-6		
2	2-7		
2	2-8		
2	2-9		
3	3-1		
3	3-2		
3	3-3		
3	3-4		
3	3-5		
3	3-6		
3	3-7		
4	4-1		
4	4-2		
4	4-3		
4	4-4		
4	4-5		
4	4-6		
4	4-7		
5	5-1		
5	5-2		
5	5-3		
5	5-4		
5	5-5		
5	5-6		
5	5-7		
5	5-8		
5	5-9		
6	6-1		
6	6-2		
6	6-3		